

情報公開と個人情報保護制度

行政課 ☎66・1155

平成26年4月1日～平成27年3月31日の実施状況をお知らせします。

◆情報公開制度

市民の皆さんの市政情報公開を求める権利を明らかにし、市政への市民参加を推進するための制度です。

○公文書の公開

請求件数 47件
 ・公開 13件
 ・部分公開 30件
 ・非公開 4件

◆個人情報保護制度

市が保有する個人情報適正に取り扱い、保護することにも、市民の皆さんが自分に関する個人情報閲覧、訂正、利用停止、削除の請求ができることを明らかにしています。

請求件数 9件
 ※自己情報閲覧の請求である

ても、戸籍の謄本・抄本の交付などのように申請手続きがほかの法令などに定められている場合は、直接その事務を担当している窓口へ請求してください。

○個人情報の取扱事務登録簿
 市が個人情報の収集・保管などを行うときには、その事務ごとに個人情報について登録簿を作成します。登録簿には、個人情報が必要な事務の内容、個人情報の項目、収集先などが記載されており、情報公開コーナーで見ることができます。

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険 高齢受給者証の更新

保険年金課
 後期高齢者医療 ☎66・1102
 国民健康保険 ☎66・1103

8月1日(土)から使用していた後期高齢者医療被保険者証(保険証)、国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)を7月末までに郵送します。

8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい保険証、高齢受給者証を提示してください。

【後期高齢者医療保険証】

保険料額決定通知書、保険料額納入通知書などは別に送ります。

新しい保険証は若草色

保険証の色が、オレンジ色

から若草色に変わります。

オレンジ色の保険証は、8月以降に保険年金課へお返しいただくか、裁断処分してください。

【国民健康保険高齢受給者証】
 有効期限の切れた高齢受給者証は、保険年金課または市民課へお返しください。

在宅看護フェア

介護食・介護用品・在宅ケア用品

市民病院地域医療連携室
 ☎66・2307

介護食(やわらか・とろみ)の試食、おむつ、介護用品を展示します。

とき 7月26日(日)

午前10時～午後3時

ところ 市民会館 東棟ロビー

◆公開健康講座

「お口のケア」

とき 午後1時～2時30分

ところ 市民会館 会議室3



臨時福祉給付金のご案内

問合せ専用電話 ☎66・1200

消費税率の引上げに伴う負担軽減のため、暫定的・臨時的に臨時福祉給付金を支給します。

対象者 市民税が課税されていない方(市民税が課税されている方の扶養親族や生活保護者は除く)

給付額 対象者1人につき6千円

申請期間 8月3日(月)～12月28日(月) ※支給開始は10月以降

申請窓口 市役所本館1階102会議室

申請の流れ

- ①基準日(平成27年1月1日)において、蒲郡市に住居登録がされている支給対象者と思われる方へ、7月末から随時、案内通知と申請書を郵送します。
 - ②申請書に必要事項を記入し、同封する返信用封筒に入れて郵送してください。
 - ③審査完了後、支給が決定された方には、給付金を指定の金融機関口座へ振り込みます。
- ※平成27年1月2日以降に転入された方は、1月1日時点の住所地への申請となりますので、当時お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ※所得申告をしていない方は、支給対象となるか判断できない場合がありますので、申告のご協力をお願いします。

なお、申告の内容についてご不明な点は、税務収納課(☎66・1116)へお問い合わせください。

※この給付金について、市役所から市民の皆様へATM操作をお願いすることはありません。市の職員をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

福祉課 ☎66・1104